

新たな事業展開に向けた専門家活用を支援します！

佐倉市事業再構築支援補助金 申請の手引き

1. 補助対象経費

市内の中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換等の事業再興に向けた事業計画の策定や、各種補助金等の申請にあたって、専門家の支援を受ける際にかかる費用の補助を行います。

<活用可能な専門家>

行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、民間コンサル等

2. 補助対象経費・補助上限額・補助率

補助対象経費	補助上限額	補助率
①事業再構築に向けた事業計画の策定のための相談、コンサルティング等に要する経費	10万円	1 / 2
②各種補助金等 ^{※1} の申請にあたって専門家等の支援を受ける際の経費	①に20万円を上乗せ	

※1：事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、ちば事業再構築チャレンジ補助金を対象にします。
(対象となる補助金等は今後追加される可能性があります。)

※：申請は1事業者につき同一年度内に1回限りです。

本事業のほか、千葉県よろず支援拠点（千葉県産業振興センター）では、専門家による無料相談事業を実施中です。詳細は左記HPをご確認ください。



3. 申請受付期間・補助対象期間

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

4. お問い合わせ

佐倉市役所 商工振興課 事業再構築支援補助金担当

TEL：043-484-6145（受付は平日9：00～17：00）

Mail：shoko@city.sakura.lg.jp

5. 事業再構築とは

新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかを行う計画に基づく中小企業等の事業活動をいいます。

- (1) 新分野展開：中小企業等が主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること。
- (2) 事業転換：中小企業等が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。
- (3) 業種転換：中小企業等が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更すること。
- (4) 業態転換：製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法を相当程度変更すること。
- (5) 事業再編：会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡をいう。）等を行い、新たな事業形態の下に、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うこと。

6. 対象になる事業者

市内の個人事業主、中小企業、中堅企業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等。

《中小企業者の範囲》

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額または 出資総額	常時使用する 従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他業種(①～③を除く)	3億円以下	300人以下

※中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象となります。

※農林漁業に該当する業種は支給対象となりません。

※学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）は支給対象となりません。

《中堅企業の範囲》

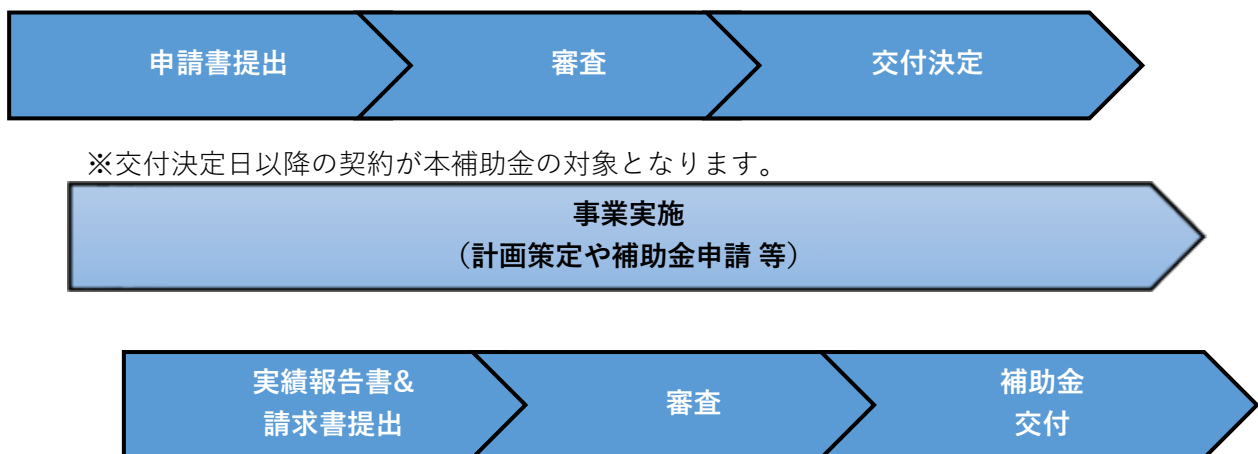
大企業（上記中小企業者以外の会社）のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社）。

7. 対象要件

対象事業者は、事業再編等に向けて専門家等を活用する中小企業者等であって、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 佐倉市内に主たる事業所、事務所等を有する者であること。
- (2) 佐倉市内の主たる事業所、事務所等において事業を営み、当該事業により収入を得ていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 支援補助金の交付後も事業を継続する意思を有していること。
- (5) 事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守していること。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) 令和4年度に既に支援補助金の交付を受けた者でないこと。

8. 補助金交付までの流れ



9. 提出方法・提出先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にて下記宛先へご提出ください。

〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所 商工振興課 事業再構築支援補助金担当 宛て

10. 申し込みに必要な書類

No.	チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	【様式1】 佐倉市事業再構築支援補助金交付申請書	佐倉市 HP からダウンロードできます。 ※法人の場合は代表印、個人の場合は個人印を押印下さい。 ※「着手及び完了予定年月日」については、交付決定日以後、令和5年2月28日までの日付で記載ください。
2	<input type="checkbox"/>	(法人の場合) 市内に主たる事業所、事務所等を有していることを証するもの	(例) ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ・法人税の確定申告書別表一の写し ・法人事業概況説明書の写し
		(個人の場合) 市内で事業を営んでいることを証するもの	(例) ・令和3年分の確定申告書の写し
3	<input type="checkbox"/>	活用する専門家等の見積書等の写し	※宛名が申請者と同一であること ※発行日が申請期間内であること (令和4年7月1日から令和5年2月28日まで) ※「事業計画策定に係る相談」「事業再構築のためのコンサルティング」など、経費の詳細が分かるように記載を依頼してください。
4		(交付決定を急ぐ場合のみ) 市税の納税証明書（過年度市税について滞納がないことの証明）の写し	佐倉市債権管理課で発行。ご提出が無い場合は、産業振興課から債権管理課に照会をしますが、概ね1週間程度審査期間がかかります。 ※事業開始から1年未満で、事業税納付時期未到来の場合は不要
5		(各種補助金等の申請に係る経費について交付申請する場合のみ) 申請予定の各種補助金等の公募要領等の写し	※各種補助金等の HP でダウンロードしたもの

11. 実績報告及び補助金請求に必要な書類

No.	チェック	提出書類	備考
1	<input type="checkbox"/>	【様式第3号】 佐倉市事業再構築支援補助金実績報告書	佐倉市 HP からダウンロードできます。 ※交付申請時と同じ印を押印下さい。
2	<input type="checkbox"/>	【様式第5号】 佐倉市事業再構築支援補助金交付請求書	
3	<input type="checkbox"/>	事業報告書 (専門家の相談・コンサルティングの内容 がわかるもの)	任意様式 <u>※事業の実施が認められない内容の場合、 交付決定が取消になることがあります。</u>
4	<input type="checkbox"/>	活用した専門家等の領収書等の写し (経費の支払いが確認できるもの)	※宛名が申請者と同一であること ※発行日が補助対象期間内であること (交付決定日から令和5年2月28日まで)
5	<input type="checkbox"/>	(各種補助金等の申請に係る経費につい て交付申請した場合のみ) 申請した各種補助金等の申請書の写し	※電子申請の場合にあっては、申請画面、 受付確認メールその他の申請内容及び 申請した事実が確認できる書類